（電子メール施行）
建 指 第 1386 号
令和３年８月２日

建築関係団体　代表者　様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

コンクリート工法に関する指導要綱等の改正について（通知）

コンクリート工法に関する指導要綱（以下「要綱」という。）を令和３年８月２日付けで改正し、令和３年 10 月１日付けで施行することとしますので通知します。

また、要綱第５第３号ただし書の取扱いについて、令和３年８月２日付け建指第 1365 号により通知しており、これについても令和３年 10 月１日付けで施行することとしています。

以上の運用については、「「コンクリート工法に関する指導要綱」並びに運用基準及び解説について」に示していますが、加えて下記のとおり通知しますので、要綱の趣旨を御理解いただき、適切な運用に御協力くださいますようお願いします。

記

１　要綱について

⑴　改正の概要

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 88 条第１項において準用する法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認の申請書が提出される擁壁のうち、高さが５メートルを超えるものについて、要綱による指導対象から除外する。また、その他所要の改正を行う。

なお、高さが５メートル以下の擁壁については、今般の改正以前から指導対象としていないので、今後は全ての擁壁について、要綱による指導対象とならない。

⑵　既に確認済証を交付した擁壁の取扱いについて

今般の改正要綱の施行日（以下「施行日」という。）以前に確認済証が交付され、施行日以降に法第７条第１項又は法第７条の２第１項の規定による検査が申請される擁壁については、完了検査申請書に要綱第７に基づくコンクリート工事監理報告書の提出は要しない。

２　要綱第５第３号ただし書に規定する特に知事が必要でないと認める者について（令和３年８月２日付け建指第 1365 号）

⑴　通知の概要

要綱に基づく研修の受講を要しない者について、従前の通知（昭和 57 年４月 30 日付け建指第 65 号）を廃止し、新たに通知する。また、研修の受講を要しない者であることを申告するための様式を定め、要綱第４の計画書の提出の際に提出を求めることとする。

⑵　留意点

資格及び実務経験が令和３年８月２日付け建指第 1365 号による通知（以下「通知」という。）第１項各号のいずれかに該当していることにより、研修を受講しない工事監理者、工事施工者、工事監理実務者又は工事施工管理実務者が複数名ある場合にあっては、その全員について、通知中の別紙様式及び資格に係る免許証等の写しを建築主事又は指定確認検査機関に提出すること。

【問合せ先】
兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課
防災耐震班　　海原
TEL：078-362-3635　　FAX：078-362-4455
E-mail：Hidemasa_Kaihara@pref.hyogo.lg.jp